

佐賀西部広域水道企業団給水装置工事施工基準書(第4版)の改訂概要

章	内 容	備 考
第3章 『給水装置工事の事務手続き』	◇一部文言追記・変更【P3-1】 3.2 給水装置工事申込み (1) 給水装置工事申込者から給水装置工事の委託を受けた指定工事事業者は、給水装置工事申込書に必要事項を記入し、設計図等必要書類を添付し企業長に工事を申し込まなければならない。ただし、<u>下記</u>の軽微な変更を除く。 <u>①単独水栓の取替え及び補修</u> <u>②単独水栓のこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品取替え（配管を伴わないものに限る。）</u> <u>③仮設工事の単独水栓の設置</u> (2)～(6) 略	
第7章 『給水装置工事の施工』	◇一部文言修正【P7-2】 7.1 給水管の分岐 1～2 (4) 略 (5) φ300mm以上の配水管からの分岐工事については、原則分岐不可とする。ただし、付近の配水管布<u>設</u>状況等地域的な事情により分岐を認める場合もあるので、企業団と協議すること。	
第9章 『受水槽の取扱い』	◇一部文言修正【P9-2】 9.4 事前協議 受水槽方式での給水<u>装置</u>工事の申請をしようとする者は、事前に企業団と協議して承認を得なければならない。また、受水槽位置の変更や専用装置の著しい増設又は変更が生じる場合も同様である。事前協議書は、申込みの1か月前までに添付書類を添えて提出すること。また、共同住宅各戸検針の申請を同時に行う場合には、添付書類等は兼用できる。	